

○保護取扱に関する訓令

昭和35年7月1日

本部訓令第21号

〔注〕平成19年6月から改正経過を注記した。

改正	昭和36年3月本部訓令第12号	昭和36年6月本部訓令第27号
	昭和39年3月本部訓令第14号	昭和43年10月本部訓令第22号
	昭和48年3月本部訓令第11号	昭和48年7月本部訓令第27号
	昭和57年12月本部訓令第12号	昭和63年6月本部訓令第9号
	平成2年3月本部訓令第1号	平成5年12月本部訓令第31号
	平成6年9月本部訓令第28号	平成8年4月本部訓令第9号
	平成9年2月本部訓令第2号	平成13年3月本部訓令第9号
	平成14年12月本部訓令第49号	平成17年9月本部訓令第31号
	平成18年12月本部訓令第34号	平成19年6月本部訓令第20号
	平成21年11月本部訓令第28号	平成22年3月本部訓令第7号
	平成27年2月本部訓令第2号	平成27年5月本部訓令第15号
	平成28年1月本部訓令第2号	平成28年10月本部訓令第37号
	令和2年5月本部訓令第15号	令和3年3月本部訓令第4号
	令和4年3月本部訓令第16号	令和6年4月本部訓令第13号

警察本部
警察学校
各警察署

保護取扱に関する訓令を次のように定める。

保護取扱に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 保護（第6条—第17条）
- 第3章 保護室（第18条—第21条）
- 第4章 許可状の請求等（第22条—第25条）
- 第5章 保護カードの作成等（第26条—第29条）
- 第6章 雑則（第30条）

附則

- 第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第3条第1項、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「^{めいてい}酩酊者規制法」という。）第3条第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条第2項並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）第75条第2項及び第99条第4項の規定に基づく保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等を適正に行うため、その手続、方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成21年本部訓令28号・令和2年15号〕)

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護にあつては、誠意をもつてし、個人の基本的な人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護を要する者の保護及び保護室の管理について、全般の指揮監督にあたり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への引き渡し、関係機関への引き継ぎ等保護の全般について直接その責に任ずるものとする。

3 署長は、特別の事情があるときは、分庁舎又は警部若しくは警部補を長とする交番に勤務する警部又は警部補を保護主任者とすることができる。

4 保護主任者が退庁した場合その他不在の場合においては、当直責任者又は署長の指定した者（以下「保護主任者代行者」という。）が、保護主任者に代つてその職務を行なうものとする。

(一部改正〔平成21年本部訓令28号〕)

(保護警察官の指定)

第4条 保護された者（以下「被保護者」という。）を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官（以下「保護警察

官」という。)を指定して、保護にあたらせるものとする。

(保護主任者代行者等への引き継ぎ)

第5条 保護主任者は、当直責任者又は保護主任者代行者が第3条第4項の規定に基づき、保護主任者に代つて職務を行なう場合には、引き継ぎを確実にしなければならない。

第2章 保護

(保護の着手)

第6条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあつた者が、保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講じ、すみやかに保護主任者に対して保護の理由、その他必要な事項等を報告し、指揮を受けなければならない。

2 保護主任者は、前項の報告を受けた場合は、すみやかに署長に報告するとともに、被保護者の家族等に通知し、その者を引き渡すための措置を講じなければならない。

(保護の場所についての指示等)

第7条 保護主任者は、「被保護者」の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講じなければならない。

(1) 精神錯乱者、精神科病院の管理者から探索の要求があつた精神科病院無断退去者及び心神喪失者等医療観察法による所在調査依頼があつた者(心神喪失者等医療観察法第75条第2項に基づく保護にあつては同行状が発付されている場合に限る。) 最寄りの精神科病院又は保護室

(2) 泥酔者及び^{めいてい}酩酊者 保護室

(3) 迷い子 交番又は駐在所(最寄りに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室)

(4) 病人又は負傷者 最寄りの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に入院する必要がないと認められる場合にあつては、保護室)

(5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 前項各号の規定により被保護者を保護室において保護する場合には、女子の被保護者は、男子の被保護者と分離し、未成年者の被保護者は、成年の被保護者と分離して、保護するようにしなければならない。

3 第1項第2号の泥酔者及び^{めいてい}酩酊者で異状があると認められる者並びに同項第4号の病人、負傷者等で保護室に保護する者については、必要により医師の診断、治療を求める等の措置を講じなければならない。

4 警察官は、保護に着手した場所から第1項の保護の場所まで被保護者を同行する場合には、人目につかないようにする等、被保護者の不利にならないよう配慮しなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令16号〕)

(被保護者の住所等の確認措置)

第8条 被保護者の家族等に通知してその引き取り方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者が、その住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第7条第1項の保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執ることを妨げないものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令16号〕)

(事故の防止)

第9条 警察官は、保護にあつては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起さないように注意しなければならない。

第10条 法第3条第1項第1号、^{めいてい}酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項並びに心神喪失者等医療観察法第75条第2項及び第99条第4項の規定による保護において、被保護者が暴行し、又は自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けなければならない。

第11条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第9条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保管するものとする。この場合において、法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行なわなければならない。

2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失し、又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じて、つとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、

保護主任者の指揮を受けた上、第7条第1項の保護の場所において、立会人を置いて行なわなければならない。

4 保護主任者は、第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品の品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カードに記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、保護警察官を立ち会わせて、その引き取り人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、当該関係機関に引き継がなければならない。

5 第1項又は第2項の規定により保管した危険物その他の金品は、これを被保護者ごとに区別して、現金、貴重品は、施錠できる貴重品保管庫に保管し又は会計係に保管させ、その他の物品は施錠できる格納庫に保管しなければならない。

(一部改正〔平成21年本部訓令28号〕)

第12条 法第3条第1項第1号、^{めいいてい}酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項並びに心神喪失者等医療観察法第75条第2項及び第99条第4項の規定による被保護者を保護室において、保護する場合において、当該被保護者が暴行し、又は自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、保護警察官が保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないよう、掛けがね等を使用することを妨げないものとする。

(異常を発見した場合の措置)

第13条 保護警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告しなければならない。被保護者から、異状の訴え又は処遇上の申し出等があつた場合においても、また同様とする。

2 前項の場合において、法第3条第1項第1号、^{めいいてい}酩酊者規制法第3条第1項及び精神保健福祉法第39条第2項の規定による被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合であるときは、署長はこれを発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する措置をとらなければならない。法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とする。

3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があつた場合であるときは、署長はその状況を、直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、速やかに事案に応じて必要な調査、医療等の措置を講じ、被保護者の家族等の氏

名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にも併せて通知しなければならない。

(関係機関への引継ぎ)

第14条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

(1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる県知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。

(2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であつても、同法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して、引き継ぐこと。

2 前項第1号の規定による引継ぎは、署長が次に掲げる事項について、電話又は文書をもつて行うものとする。

(1) 被保護者の住所又は居所、職業、氏名、年令及び性別

(2) 保護義務者の住所及び氏名

(3) 保護の理由

(4) 保護を始めた日時、場所及び保護の場所

(5) 病気、負傷等の程度

(6) その他参考事項

(一部改正〔平成27年本部訓令2号・28年37号〕)

(保護室等の巡視)

第15条 保護主任者、若しくは保護主任者代行者、又は当直主任者は、被保護者を保護している保護室等を巡視して、保護警察官がその職責を自覚し、被保護者の処遇の適正と、事故防止に努めるよう、たえず具体的に指導し、かつ、監督しなければならない。

2 前項の規定により、保護主任者又は保護主任者代行者は、1日2回以上、当直主任者は昼間1回以上、夜間2回以上それぞれ保護室等を巡視しなければならない。

3 保護主任者若しくは保護主任者代行者又は当直責任者は、保護警察官が勤務を交代するときこれに立ち会い、引き継ぎが完全に行なわれたことを確認するとともに、新たに勤務につく警察官に対し、被保護者の性癖、言動及び保管金品の状況その他保護上必要と認められる事項について、具体的に指示しなければならない。

(被保護者の点検)

第16条 保護警察官は、毎日保護主任者又は保護主任者代行者の立ち会いを得て、保護室等の内外の点検及び被保護者の異状を確かめるとともにその状況を保護主任者を経て署長に

報告しなければならない。

(保護警察官の服務上の留意事項)

第17条 保護警察官は、勤務するに当たつて、特に次の各号に掲げる事項に留意し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 保護主任者の指揮を受けないで、みだりに被保護者を保護室等から出し入れしないこと。
- (2) 被保護者が起床、洗面、用便、入浴、寝具の出し入れ等を行うときは、被保護者個々の行動を確実に把握するように努めること。
- (3) 保護室等の整頓に努め、被保護者が発見し、又は手の届くおそれのある場所に小刀、はさみ、きり、マッチその他危険な物品を置かないこと。
- (4) 給食は、内容を精密に検査し異常のないことを確認してから被保護者に与え、食器類は用済後速やかに保護室等から取り出すこと。
- (5) 職務上必要な場合を除き、被保護者と談話し、又は勤務警察官相互間において不用意な言動をしないようにすること。
- (6) 被保護者に、保護室等で交談、通話、放歌等をさせないこと。
- (7) 被保護者に、飲酒又は喫煙をさせないこと。

(一部改正〔令和2年本部訓令15号〕)

第3章 保護室

(保護室の設備)

第18条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

(保護室の構造設備等の基準)

第19条 保護室の設置に当たつての構造設備等の基準は、別に定めるものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令20号・令和2年15号〕)

(保護室に関する特別措置)

第20条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合においては、警察署内の当直室、少年補導室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設を保護室に代用するものとする。

(一部改正〔平成19年本部訓令20号・21年28号・27年2号〕)

(保健衛生)

第21条 保護主任者は、被保護者の健康の保持に留意し、保護室の毎日の清掃及び定期的消毒を励行し、寝具等についても清潔を保持するように努めなければならない。

- 2 保護室には、応急手当に必要な薬品を常備しておかなければならない。
- 3 被保護者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症その他の疾病にかかり、又はかかった疑いがあるときは、その者の隔離、保護室その他保護に用いた場所の消毒その他の必要な措置を講じなければならない。

（一部改正〔令和2年本部訓令15号〕）

第4章 許可状の請求等

（許可状の請求）

第22条 24時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における法第3条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、別記様式第1号により、保護主任者が署長の指揮を受けた上、行なうものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令15号〕）

（簡易裁判所への通知）

第23条 法第3条第5項の規定又は^{めいてい}酌酏者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、別記様式第2号又は別記様式第3号により毎週水曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間に行つた保護について署長が行うものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令15号〕）

（保健所長等への通報）

第24条 精神保健福祉法第23条又は^{めいてい}酌酏者規制法第7条の規定による知事、広島市長又は保健所長への通報は、署長が行うものとする。

2 前項の通報は、次に掲げる事項について、電話又は文書により行うものとする。

- (1) 被保護者の住所又は居所、職業、氏名、年令及び性別
- (2) 保護義務者の住所及び氏名
- (3) 保護の理由
- (4) 保護を始めた日時、場所及び保護の場所
- (5) 精神障害並びにアルコール慢性中毒又はその疑いがあると認められる具体的な理由
- (6) その他参考事項

（一部改正〔平成27年本部訓令2号・令和2年15号〕）

（裁判所等への通知）

第25条 心神喪失者等医療観察法第24条第5項又は第99条第4項の規定による裁判所又は指定入院医療機関の管理者への通知は、署長が行うものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令15号〕）

第5章 保護カードの作成等

(一部改正〔令和2年本部訓令15号〕)

(保護カードの作成等)

第26条 保護主任者は、被保護者について、別記様式第4号による保護カード及び別に定める書類(この項及び次項において「保護カード等」という。)を作成し、保護の内容を明らかにしておかなければならない。

- 2 保護カード等は、年次別につづり、保護を主管する係において保護を終えた日の属する年の翌年の1月1日から起算して5年間保管するものとする。

(一部改正〔平成21年本部訓令28号・令和2年15号・6年13号〕)

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第27条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第6号の非行少年又は同条第7号の不良行為少年であることが明らかとなつた場合においては、少年警察活動に関する訓令(平成14年広島県警察本部訓令第49号)の定めるところにより、補導を行うものとする。

- 2 警察官は、被保護者が保護者に監護させることが不相当と認められる児童であることが明らかとなつた場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

- 3 警察官は、被保護者が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第2条に規定する困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族)であることが明らかとなつた場合においては、最寄りの女性相談支援センターに通知するものとする。この場合においては、女性相談支援センターの一時保護施設その他適当な施設への保護について配慮するものとする。

(一部改正〔平成27年本部訓令2号・28年37号・令和2年15号・4年16号・6年13号〕)

(被保護者と犯罪の捜査等)

第28条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年警察活動規則第2条第4号の触法少年若しくは同条第5号のぐ犯少年であることが判明するにいたつた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調又は調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなつた場合においても、また同様とする。

(一部改正〔令和4年本部訓令16号〕)

(児童の一時保護等)

第29条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同行状を執行する場合

(3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合

(4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条又は第90条の規定により、少年院から逃走した者等を連れ戻す場合

(5) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条又は第79条の規定により、少年鑑別所から逃走した者等を連れ戻す場合

(6) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項の規定により、引致状による引致を行う場合

2 前項の場合においては、第3条、第4条、第7条第2項、第9条から第13条まで、第15条から第17条まで、第21条及び第26条の規定に準じて適正に事務を処理するものとする。

（一部改正〔平成21年本部訓令28号・27年15号・令和2年15号・6年13号〕）

第6章 雑則

（追加〔令和2年本部訓令15号〕）

（その他）

第30条 この訓令に定めるもののほか、保護に関して必要な事項は、別に定める。

（追加〔令和2年本部訓令15号〕）

附 則

（施行期日）

この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。

附 則（昭和36年3月25日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和36年3月25日から施行する。

附 則（昭和36年6月1日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月26日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月15日本部訓令第22号）

この訓令は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和48年3月31日から施行する。

附 則（昭和48年7月27日本部訓令第27号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月14日本部訓令第12号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月30日本部訓令第9号）

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日本部訓令第1号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日本部訓令第31号）

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成6年9月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成8年4月1日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年2月21日本部訓令第2号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日本部訓令第49号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年9月16日本部訓令第31号）

1 この訓令は、平成17年9月16日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現

に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成18年12月22日本部訓令第34号）

- 1 この訓令は、平成18年12月23日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成19年6月1日本部訓令第20号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令第4条の規定による改正前の保護取扱に関する訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令第4条の規定による改正後の保護取扱に関する訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成21年11月27日本部訓令第28号）

- 1 この訓令は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成22年3月23日本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月13日本部訓令第2号）

この訓令は、平成27年2月13日から施行する。

附 則（平成27年5月29日本部訓令第15号）

この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号）附則第1条に規定する政令で定める日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年10月7日本部訓令第37号）

この訓令は、平成28年10月7日から施行する。

附 則（令和2年5月7日本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（令和3年3月1日本部訓令第4号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年3月1日から施行する。〔以下略〕
- （経過措置）
- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月31日本部訓令第16号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日本部訓令第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

(別記)

様式第1号(第22条関係)

年 月 日

簡易裁判所裁判官様

警察署

階級

㊟

保護期間延長許可状請求書

被保護者の住所

職業

氏名

(歳)

警察官職務執行法第3条第4項の規定に基づき上記の者に対する保護期間延長許可状を次の理由により請求します。

保護を始めた理由	
保護を始めた日時及び場所	
被保護者を引き渡すべき者の住所、氏名並びにこれに保護の事実を通知したことの有無及び通知した日時	
延長を求める期間	年 月 日 午 時 分から 日 間
延長期間中の保護の場所	
延長を必要とするやむを得ない理由	

備考 「延長を必要とするやむを得ない理由」は、保護の延長が真にやむを得ないものと認められるよう、具体的かつ詳細に記載すること。

様式第2号(第23条関係)

年 月 日

簡易裁判所様

警察署長
階級

印

保護通知書 (年 月 日から
年 月 日まで のもの)

警察官職務執行法第3条第5項の規定により、次のとおり通知します。

被保護者の住所・氏名・年齢	保護の理由	保護の日時	保護(収容)の場所	引渡し・引継ぎ・解除の日時	引渡先・引継先及びその被保護者との関係

(本件担当： 課)

備考1 「保護の理由」は、その記載により保護の必要があると認められる程度に、努めて具体的かつ詳細に記載すること。

例えば、精神錯乱又は泥酔の程度、当時の挙動、生命身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある理由、疾病、負傷の程度等について、具体的な事実を記載すること。

2 この通知は、上記期間内に引渡し(引継ぎ・解除)したものを記載すること。

3 この通知は、毎週水曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について行うこと。

様式第3号(第23条関係)

年 月 日

簡易裁判所様

警察署長
階級

印

保護通知書 (年 月 日から
年 月 日まで のもの)

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第3条第4項の規定により、次のとおり通知します。

被保護者の住所・氏名・年齢	保護の理由	保護の日時	保護(収容)の場所	引渡し・引継ぎ・解除の日時	引渡先・引継先及びその被保護者との関係

(本件担当： 課)

備考1 「保護の理由」は、その記載により保護の必要があると認められる程度に、努めて具体的かつ詳細に記載すること。

例えば、めいていの程度、公共の場所又は乗物における粗野又は乱暴な言動その他周囲の状況など、本人のため応急の救護を要する理由を具体的に記載すること。

2 この通知は、上記期間内に引渡し(引継ぎ・解除)したものを記載すること。

3 この通知は、毎週水曜日までに、その直前の週の日曜日から土曜日までの間における保護について行うこと。

(裏)

保護期間の延長	延長のやむを得ない理由							
	延長許可期間	年 月 日 午 前 後 時 分から 日間						
保護した時における病状及び外形から識別できる身体又は被服類の損傷の状況(部位、程度等)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	措置							
給食等	月 日	月 日	月 日	月 日				
	食 事	朝	円	円	円			
		昼	円	円	円			
	夜	円	円	円				
医 療 費	受診病院等	診療費		円				
返 済 状 況	<input type="checkbox"/> 返済 <input type="checkbox"/> 未返済 (<input type="checkbox"/> 返済予定、 <input type="checkbox"/> 返済予定なし)							
引 渡 人 ()	へ通知した日時		月 日	午前・午後	時 分			
引 継 機 関 ()	へ連絡した日時		月 日	午前・午後	時 分			
保 健 所 ()	へ通報した日時		月 日	午前・午後	時 分			
簡易裁判所へ通知した日			月 日					
保 管 金 品	預 かり			返 還				
	金品名	金額又は数量	月日	保管抜者 印	月日	受領者	被保護者との関係	返還抜者 印
備 考								
引 取 (引 継) 書	被保護者氏名 上記の者、本日午 前 時 分私が責任をもって引き取り(引継ぎを受け)ました。 年 月 日 被保護者との関係又は機関名 住所 職業 電話番号 () 氏名 警察署長 様							

注 児童の一時保護の場合は、備考欄に保護者の本籍、住所、職業、続柄、氏名及び生年月日を記載すること。

別記様式第 1 号 (第22条関係)

(一部改正〔平成21年本部訓令28号・28年 2 号・令和 2 年15号〕)

様式第 2 号 (第23条関係)

(全部改正〔平成28年本部訓令 2 号〕、一部改正〔令和 2 年本部訓令15号〕)

様式第 3 号 (第23条関係)

(全部改正〔平成28年本部訓令 2 号〕、一部改正〔令和 2 年本部訓令15号〕)

様式第 4 号 (第26条関係)

(全部改正〔令和 6 年本部訓令13号〕)